埼医業Ⅱ第２６９９号
令和７年２月１４日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　小　室　保　尚）
（公印省略）

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる既往歴等の提供について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
標記のことについて、別添写しのとおり埼玉県国民健康保険団体連合会並びに社会保険診療報酬支払基金埼玉審査事務センターからそれぞれ通知がありました。
つきましては、貴会管下会員あて周知についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　山口
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：yamaguchi@office.saitama.med.or.jp

写

事　務　連　絡
令和７年２月１２日

埼玉県医師会　御中

埼玉県国民健康保険団体連合会

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の４情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢

者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

１．本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

２．本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

３．照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

４．医療機関等からの照会窓口等

埼玉県国民健康保険団体連合会　審査一課　高橋

連　絡　先　　：048（824）2901

連絡可能時間　：9 時 00 分から 17 時 30 分

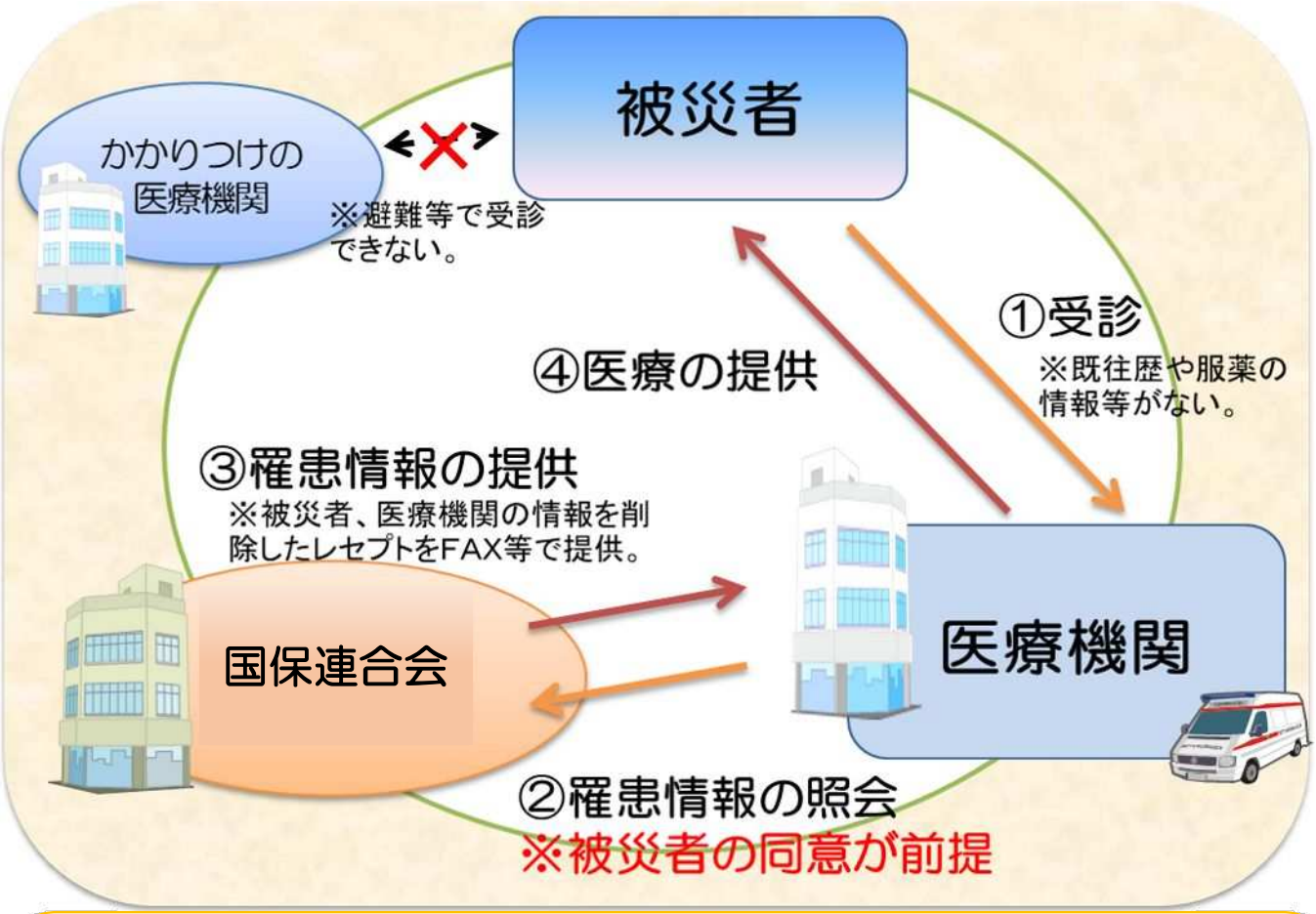
メールアドレス：gyoumu＠saikokuhoren.or.jp

注：令和 7 年 2 月 17 日（月）まで

※15 日（土）及び 16 日（日）を除く

埼玉県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する国保連合会が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、国保連合会からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

埼玉県国民健康保険団体連合会　（医科）審査一課　電話：０４８－８２４－２９０１

（歯科）審査管理課　〃　：０４８－８２４－２５３５

（調剤）審査二課　〃　：０４８－８２４－２９０２

注：令和７年２月17日（月）まで（9：00～17：30）

※15日（土）及び16日（日）を除く

写

重要性分類Ⅲ
事務連絡
令和７年２月12日

埼玉県医師会　御中

社会保険診療報酬支払基金
埼玉審査事務センター

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」につきましては厚生労働省保険局医療介護連携政策課等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の４情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

１．本人の同意

基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

２．本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

３．照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

４．医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金北関東地域審査事務センター（埼玉センター）

平日の場合：０４８－８８２－６６３１（代表）

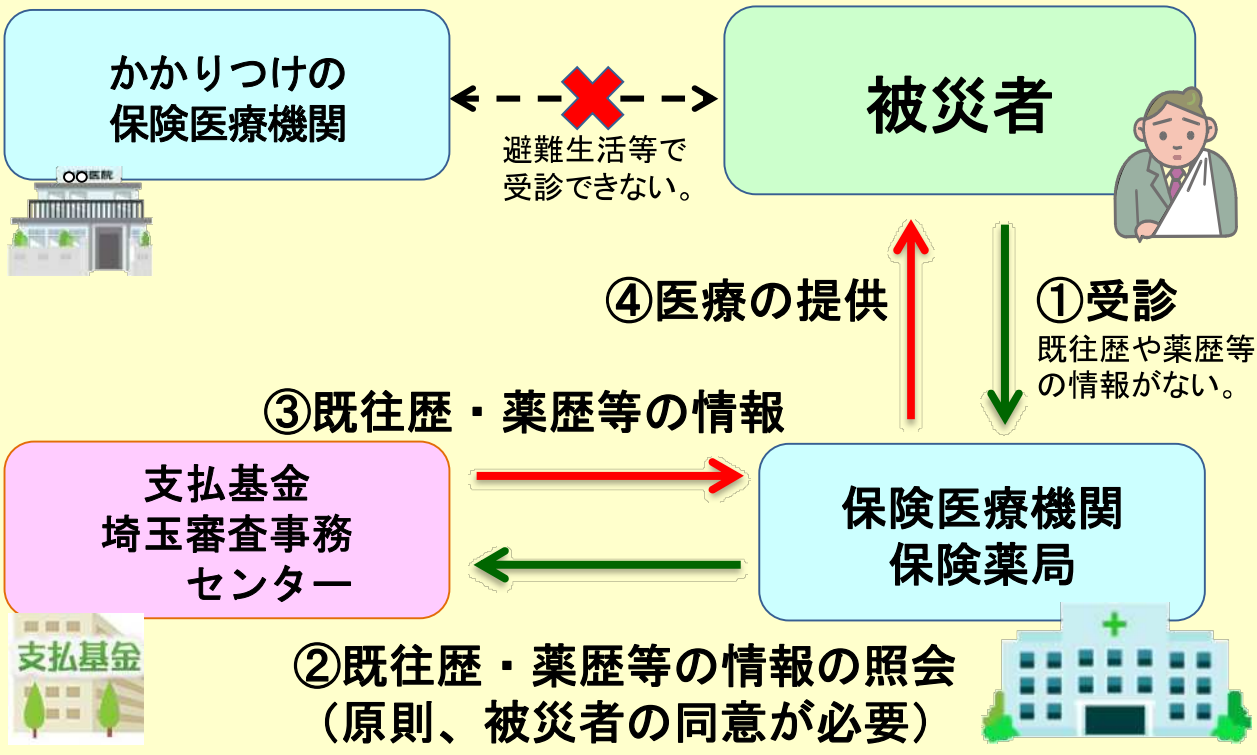
休日の場合：０４８－７４１－８５７８（石川センター長）

０４８－７４１－８５９３（加藤課長）

連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分

埼玉県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】
〇社会保険診療報酬支払基金　埼玉審査事務センター

平日の場合：０４８－８８２－６６３１（代表）
（９：００～１７：３０）
休日の場合：０４８－７４１－８５７８（石川センター長）
：０４８－７４１－８５９３（加藤課長）
（９：００～１７：３０）